

平成 25 年 8 月 8 日  
国土交通政策研究所

国土交通政策研究 第 110 号  
「航空法における独占禁止法適用除外制度の効果に関する調査研究」  
の公表について  
～国際航空の提携深化協定の効果測定を試行～

国土交通政策研究所では、この度、国際航空に関する独占禁止法の適用除外制度(ATI)のあり方を検討する際の参考とするため、諸外国における同制度の運用状況や我が国において新たに ATI の対象とされた提携深化協定による利用者利便への影響等についての調査分析を実施し、報告書にとりまとめました。

調査研究のポイント

調査研究においては、米国を中心に、欧州、豪州の競争法適用除外に関する制度について現状を把握するとともに、我が国の提携深化協定による運賃への影響について分析を行いました。その結果、ATI の認可を受けた提携深化協定の実施後、運賃が低下したことが確認され、ATI による競争減殺効果は確認されませんでした。

本報告書の本文は、当研究所のホームページに掲載していますのでご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/pri/houkoku/gaiyou/kkk110.html>

また、本報告書の概要については別紙をご覧ください。

お問い合わせ先

国土交通省 国土交通政策研究所  
(中央合同庁舎 2 号館 15 階)

総括主任研究官 長谷 (内線 53831)  
研究官 内田 (内線 53832)

電話 : 03-5253-8111 (国土交通省代表)  
03-5253-8816 (国土交通政策研究所直通)

FAX : 03-5253-1678

Mail : [pri@mlit.go.jp](mailto:pri@mlit.go.jp)

URL : <http://www.mlit.go.jp/pri/>